

○河北郡市広域事務組合職員の育児休業等に関する条例

制定 平成20年2月28日 条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（この規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の準用)

第2条 職員の育児休業に関する取扱い等については、津幡町職員の育児休暇等に関する条例（平成4年津幡町条例第3号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。